

四日市市 1 か月児健康診査費用助成について

1 か月児健診は、赤ちゃんの成長や発達、保護者の方の心配事や気になることを確認する重要な機会となります。

三重県内の実施医療機関等で、1 か月児健康診査を受診される際に、補助券を医療機関等へ提出してください。検査に係る費用のうち、上限 4, 0 0 0 円の助成を受けられます。(健診費用と上限金額のうち低い方を助成金額とする。) 補助券がお手元がない方は、こども保健福祉課母子保健係までご連絡ください。

※ 令和 6 年 4 月 1 日以降に受診される検査が対象です。

検査結果は、受診された医療機関等から四日市市へ検査費用の請求と共に送付されます。

《県外の医療機関で受診する場合等》

県外の医療機関等で受診する場合など、補助券が利用できない場合は、1 か月児健康診査にかかった費用について 4, 0 0 0 円を上限として補助します。受診日から 3 0 日以内に申請してください。(期限を過ぎる場合はご連絡ください。)

(申請にあたり必要なもの)

- ① 四日市市 1 か月児健康診査費用補助金交付申請書兼請求書 (第 2 号様式)
申請書式は市のホームページから出力していただくか、こども保健福祉課までご連絡いただければ郵送します。
- ② 受診医療機関発行の領収書・明細書 (コピー不可※ 1 か月児健康診査費用であることがわかること)
- ③ 1 か月児健康診査を受診したことがわかる書類 (母子健康手帳のコピーなど)
- ④ 未使用の「四日市市 1 か月児健康診査費用補助券」【A】
- ⑤ 委任状 (申請者本人と口座名義人が異なる場合のみ)

※提出いただいた領収書は、振り込み予定を記述した通知と一緒に普通郵便にてご自宅に返送いたします。申請後 1 ~ 2 か月程かかりますので、郵便物にご注意ください。

詳しくは、こども保健福祉課 母子保健係までお問い合わせください。

《申請場所及び問い合わせ先》

〒510-0085 四日市市諏訪町 2 番 2 号

四日市市役所こども保健福祉課 母子保健係 (総合会館 3 階)

電話 (059) 354-8187

FAX (059) 354-8061